

平成24年 4 月 27 日

## 十日町市暴力団排除条例施行に伴う建設工事等の

### 入札・契約制度改正について

平成24年 4 月 1 日付けで十日町市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、条例の趣旨に沿った入札制度とするため、次の規則等を改正し、平成24年 5 月 1 日以降に公告する 入札・契約から適用します。

- (1) 十日町市財務規則別記建設工事請負基準約款、別記委託契約条項（工事委託）、別記委託契約条項
- (2) 十日町市建設工事入札参加資格審査規程
- (3) 十日町市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程
- (4) 十日町市物品入札参加資格審査規程
- (5) 十日町市建設工事請負業者等指名停止措置要領

#### 【主な改正内容】

(1) 自社又は役員等が暴力団や暴力団員である場合、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合等は、建設工事等の入札に参加できなくなります。

(2) 市発注工事等において、(1)に記載の場合等は、市は契約を解除したり、指名停止にすることができるようになります。

(3) 市発注の建設工事等の契約時に、暴力団排除に関する誓約書を提出していただきます。

#### 【暴力団排除に関する誓約書】

- (1) 誓約書が必要になる契約の範囲

- ・建設工事等（建設請負工事、測量等業務委託、公共土木施設等維持管理業務）、物品調達

- (2) 誓約書提出が必要になる期間

- ・平成 24 年 5 月 1 日以降に入札公告、指名通知、見積依頼及び指示書の発行をする契約

- (3) 誓約書提出の留意点

- ・市発注の契約時に、一度誓約書を提出したことがある受注者については、誓約書の再提出は不要です。（ただし、写し等の提出を再度求める場合があります。）

- ・共同企業体の場合は、その構成員すべてが誓約書を提出する必要があります。